岡事指第 1488 号
令和８年 10 月 29 日

介護サービス情報の公表
　報告対象事業所管理者　様

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課長
（　公　印　省　略　）

令和８年度「介護サービス情報」の報告について（依頼）

平素から、介護保険事業の推進については、格別のご理解とご協力をいただき、お礼申し上げます。介護保険法第 115 条の 35 の規定により、介護サービス事業者は、介護サービスを利用する者等が介護サービス事業者を主体的かつ適切に選択できるよう、その情報をインターネット等で報告することとされています。

つきましては、下記の**報告システム（事業所向け）ログイン**からアクセスし、当該システムから入力することにより、報告してください。

なお、報告及び公表された情報に疑義等が生じた場合、「岡山市『介護サービス情報の公表』制度における調査に関する指針」に基づく市の調査が行われることがありますので、ご承知置きください。

記

１　報告項目

（１）必須項目

・基本情報
・運営情報
・事業所等の財務状況が分かる書類

（運営情報及び事業所等の財務状況が分かる書類の報告については、新規の事業所は、翌年度以降の入力となります。実績がない場合は、0 かー（ハイフン）を入力してください。）

（２）任意項目

・事業所の特色
・市独自項目

裏に続く

２　報告方法等

（１）「報告簡単操作ガイド」を参照の上、入力してください。

報告システム（事業所向け）ログイン　https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/33/

ＩＤ　事業所番号

パスワード　別紙のお知らせに記載してあります。

サービスコード　別紙のお知らせに記載してあります。

（２）報告期限　令和８年１１月３０日（月）

報告が集中することが想定されるため、早めの報告入力をお願いします。

３　公表時期

原則として、報告の翌月に公表します。（ただし、報告必須項目に入力漏れや修正が必要な場合には、追加入力又は修正入力が完了後に公表します。）

４　送付資料

（１）「ＩＤ・パスワードのお知らせ」

（２）報告依頼文

（３）報告簡単操作ガイド

（４）災害時情報共有システムに関するお知らせ

５　その他

岡山市介護サービス情報公表計画・岡山市「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針・事業所向け操作マニュアル・報告簡単操作ガイド・「介護サービス情報の公表」制度の仕組みは、岡山市事業者指導課のホームページへ掲載していますので、参照、ダウンロードしてください。

https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000008015.html

６　報告先　岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課

700-8544　岡山市北区大供一丁目１－１

Ｔｅｌ：086-212-1012（訪問居宅事業者係）

Ｔｅｌ：086-212-1013（通所事業者係）

Ｔｅｌ：086-212-1014（施設係）

Ｆａｘ：086-221-3010　E-mail：jigyoushasidou@city.okayama.jp